

# インドネシア特定技能の受入ルート 手続きについて

インドネシアの特定技能は日本の有料職業紹介事業者とインドネシアのP3MI（イ国の職業紹介事業者）が協定を結んだルートで行う。必要な書類のインドネシア大使館での認証が必要。

初めての受入れ企業が特定技能を受け入れる場合の手続き

- ① Surat Penunjukan/Appointment Letter  
受け入れ機関委任状（担当者の社内の任命状）
- ② Nomor Induk Berusaha (NIB)/Keterangan Riwayat Lengkap Perusahaan (lampiran terjemahan bahasa Indonesia)  
履歴事項全部証明書（インドネシア語翻訳付き）

- ③ ※Job Order (tanda tangan dan cap basah perusahaan)  
求人票（署名および社印、原本・生印）・・・受入企業作成成分を元にカンプージャパンが提出資料に整える。

④ ※Draft Perjanjian Kerja Pekerja Berketerampilan  
特定技能雇用契約書

- ④ ※Draft Perjanjian Kerja Pekerja Berketerampilan  
特定技能雇用契約書  
※に承認印が押されて返却される。

2回以降は③と④の資料の準備をお願いします。申請はカンプージャパンで行います。

